

文書質問答弁書

回 答 日：平成 24 年 7 月 5 日
担 当 部 局：財政経営部
環境部
都市整備部

四日市市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 デフレ環境下でもあるが、それにしても、ここ数年事業費の過大見積りが多すぎるのと違いますか、お尋ねします。

答弁 予算編成においては、市民ニーズを的確に把握し、事業の必要性、緊急性、効果など十分に検討を行うとともに、過去の実績等を精査し、一事業毎にきめ細かな予算調整を行っております。

質問 市民から徴収した税金を有効に使うために、年度当初の歳入を財政調整基金の取り崩しで増大させ、市民の必要とする事業予算を確保しておくべきではないのか、それでもなお余剰金が出た場合に、財政調整基金の取り崩し額を調整したほうが良いのと違いますか、お尋ねします。

答弁 財政調整基金は、災害や急激な景気後退などの不測の支出や減収に備えるとともに、年度間における財源の不均衡を調整するための基金として位置づけられております。

従いまして、予算編成につきましては、歳入歳出予算を十分に調整した上で、必要な事業の財源が不足する場合には、財政調整基金繰入金を予算計上いたしております。

質問 確かに、地方自治体の会計は単年度予算を組まざるを得ないが、単年度予算といえども、年度間の連続性を確保する必要がある。3月補正、年度末決算を見据えた当初予算を作成すれば、単年度予算の弊害を少なくすることができるのと違いますか、3月減額補正の大きな意義は年度決算を待たずに余剰金を確保して、その剰余金で、基金と運用の利率と起債の利率差からみて財源組み換えして事業目的の市債発行額を減額するべきではなかったのではないですか、また、財政調整基金に積み増して、当初予算財源を確保することではないのですか、お尋ねします。

答弁 当初予算の編成につきましては、編成時期の関係から2月補正予算に先行して行っておりますが、単年度予算主義の弊害を少なくするため、決算見込を出来る限り把握し、編成することとしております。

2月補正予算につきましては、基本的には事業費の清算であり、剰余金が生じる場合は、減額の可能な地方債の補正や財政調整基金の積み立ても行っており、その時点の財政状況等を判断し、総合的に検討させていただいております。

今後も、適正な住民サービスの確保を図りつつ、地方債と財政調整基金のバランスを計りながら、将来に向けて持続可能な財政運営を行ってまいります。

質問 23年度3月補正予算(ほとんど事業費減額補正)よりも、24年度当初予算が先に作られるために、23年度予算に連動した24年度当初予算が組まれていない。

23年度3月補正予算の明許繰越予算は、24年度当初予算に歳入不足で事業化できなかった事業を23年度3月補正減額した予算を使って、事実上24年度当初予算を23年度3月補正予算で増額修正したことになったのと違いますか、お尋ねします。

答弁 先に述べましたとおり、編成時期の関係から、2月補正予算の内容をすべて盛り込んだ当初予算の編成は困難であります。決算見込みを出来る限り反映させて提案しております。

平成23年度2月補正予算につきましては、歳入において、市税、地方消費税交付金などが増収となったことから、厳しい財政状況の中で、当初予算においてその実施を見送らざるを得なかった公共事業や、緊急性の高い事業を推進するため、追加計上を行い、繰越明許費としても計上させていただいたところでございます。

質問 23年度決算でも10億円近い剰余金が出るのと違いますか、そしてその剰余金の地方自治法上1/2は基金に積み増さねばならないのと違いますか、そのことから決算での剰余金の1/2は用途が基金に限定され自由度がなくなるため、補正で減額する意義があるのと違いますか、お尋ねします。

答弁 地方財政法では、各会計年度において、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額を、剰余金が生じた翌年度までに、積み立て、又は、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないと明記されており、これに基づき、当市におきましても、決算剰余金の1/2を財政調整基金に積立てる予定です。

質問 確かに平成21年度は不交付団体だったので普通交付税は不交付だったが、地方財政制度の仕組み上、市民税の大幅な予測違いは減収補てん債が認められ、その元利償還金は後年度交付税処置されるのではないですか、不十分な答弁だったの

ではないですか、実際の減収は、市民税減収分の 25% だったのではないですか、お尋ねいたします。

答弁 普通交付税の基準財政収入額の算定後、景気の変動等により、基準財政収入額で見込んだ額と市民税法人税割等の実績とが大きく乖離する場合があります。このため、減収補てん債の発行による補てん措置制度が設けられております。

この減収補てん債を発行した場合、その元利償還金の 75% 相当額が交付税措置されますが、あくまでも後年度の償還時に措置されるものであり、税収が減収となった年度に交付されるものではありません。

また、25% 相当額は交付税措置されないほか、本市が不交付団体となれば、交付税措置された 75% 相当額についても交付されないこととなります。

質問 この答弁(平成 24 年 4 月 10 日付け答弁書答弁)も減収補てん債について述べておらず、虚偽の説明になるのではないですか。財政調整基金の目標設定は、過大に見積もらずに運用利回りと、起債の利率を勘案して資金運用の点からも起債残高を考慮に入れた基金積立額を考慮するべきである。たとえば、2000 億円の起債があり、260 億円の積立金があるして、積立金を 0 にして起債を 1760 億円にすると金利差で 1% とすると年間 2 億 6 千万円利払いが減少する。そんな極端な主張をするつもりはないが、2000 億円、近い起債残高がある中で、260 億円(内財政調整基金 81 億円、23 年度末には 87 億円になる)の基金が適正であるか再検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

答弁 本市における全会計基金の平成 23 年度末現在高は、271 億円の見込で、そのうち財政調整基金は 80 億円の見込みとなっております。この財政調整基金は、行財政改革プラン 2011 において 75 億円と目標額を設定したところですが、東日本大震災という非常に大きな災害が発生したことから、災害に備える必要性も増しており、経済情勢が先行き不透明な中、財政調整基金の積立目標額を少なくとも 100 億円以上が必要であると考えておまして、中期財政収支見通しにより将来を見通したうえで、目標額の設定を見直したい。

また、その他の基金につきましては、用途が各基金の設置条例に定める目的に限られております。したがって、各基金の設置目的の実現に向け、適切に有効活用してまいりたい。

質問 大災害に備えて 1 自治体で多額の財政調整基金を積み立てるよりも、地方自治体間でその財政規模に応じた災害共助基金制度を作ることの方が積立金と起債の金利差からも効率的であると考えますが、制度実現に向けて総務省に働きかけるつもりはないか、お尋ねします。

答弁 今回の東日本大震災では甚大な被害が発生しており、その被災地域が広範

困にわたるとともに、原子力発電所事故に伴う対応などの複合的な問題が継続しているなど、未曾有の国難となっております。また、多数の被災者が被災地域内外での避難生活を余儀なくされているほか、経済活動の停滞が連鎖的に全国各地に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいます。

このような広範囲かつ複合的な大災害に対する財政支援は、一義的には国に責任があると考えております。

なお、地方自治体が資金を拠出して災害時の支援を行う制度としては、阪神・淡路大震災をきっかけに制定された被災者生活再建支援法に基づき、財団法人都道府県会館が行う「被災者生活再建支援事業」があります。

この事業は、広域行政を担う役割から都道府県が拠出する基金と、国の補助金(支援金の1/2補助)を原資に、自然災害により住宅全半壊等の被害が生じた世帯へ、住宅再建に向けた支援金を支給するものです。

今回の東日本大震災を受け、都道府県から同基金への追加拠出や、国補助金の増額補正もありましたが、今回のような大災害については、同基金だけでは対応できないことから、国は、「東日本大震災復興基本法」を始めとする震災関連法を整備し、財源の確保や地方自治体への財政援助に努めているところです。

ご質問の地方自治体間での災害共助基金制度の創設につきましては、制度のあり方についてどういった問題点があるのか整理すべき点もあると考えております。また、市税等の市の財源については、原則は市が独自に実施する災害対応経費の財源として活用すべきと考えており、そうした不測の事態に備えるためにも、財政調整基金を積み立てる必要があると考えております。

質問 災害支援については、瓦礫支援では、処分場の容量が少ないとの理由で済まらずに、現地の瓦礫量を、現地で少なくするのも、一つの瓦礫支援になる。移動焼却炉を提供するか貸与するなど、その作業従事者をボランティア募集するなど、また瓦礫の再資源化プラントを制作するのを資金及び技術面で支援するなど、工夫を凝らした支援をすべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 東日本大震災のがれき処理については、大量のがれきを早期に処理することが求められており、被災地で建設される大型仮設焼却炉による処理に加え、1日も早い復興を図る観点から、全国で広域処理を行うことが国及び被災地の方針として示されています。

現在被災地のがれきは、各県内の二次仮置場に集められ、そこから県内外の焼却工場へ搬出されています。

ご提案の移動焼却炉は、機動性はあるものの、処理能力が大型焼却炉と比べ極めて低く、このようなことから被災地の大量処理システムに組み入れることは難しいものと考えられます。

また、被災地においても、焼却灰の処理先に苦慮していることから、灰処理も含めた広域処理が求められております。

震災支援にあたり、工夫を凝らしできる限りの支援をしていくことは必要であり、今後とも被災地のニーズの把握に努め、必要な支援について検討をしまいたいと考えております。

質問 - (1) 本市の市営住宅におけるＣＴＹとの契約は、共同住宅が中心となっている団地の場合は、民間の共同住宅同様、大家との契約になるため、市営住宅課においてＣＴＹと「地上デジタル放送同時再送信に関する契約書」を締結して受信料を支払っている。一方それ以外の１戸建て、長屋タイプの団地につきましては、ＣＴＹが大家との契約を行わないため、市が宅内配線等の環境整備を行ったうえで、ＣＴＹとの契約については個人で行っている。同時再送信を受ける受信料は入居者が支払っている。いずれも、ＣＴＹケーブルとの接続及び、宅内配線は市が行っており、いずれも入居者がＣＴＹの地上デジタル再送信を希望すれば受信できるようになっている。ＣＴＹケーブルとの接続及び、宅内配線設備をする迄が、地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための市の大家としての責務と思いますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 - (1) 議員もご承知のとおり、ＣＴＹは共同住宅については、大家とのみ契約を行っております。

従いまして、市営の共同住宅入居者がいつでもケーブルテレビにより地上デジタル放送を視聴できる環境を保つために、共同住宅の市営住宅についても、大家である四日市市がＣＴＹと「地上デジタル放送同時再送信に関する契約書」を締結しました。そのうえで、共同住宅の市営住宅において地上デジタル放送同時再送信サービスの提供を受け、ケーブルテレビを視聴できるという環境整備を行ったものであります。

質問 - (2) また、民間の共同住宅及び一戸建ての借家は入居者が、ＣＴＹケーブルとの接続や、宅内配線設備の負担をするか、大家がＣＴＹケーブルとの接続や、宅内配線設備の負担をした場合は家賃にその設備料金が含まれている。市営住宅も民間と同様に、ＣＴＹのケーブルを利用して、地上デジタル放送を視聴可能にする環境整備に対して、家賃に利便係数を加えて徴収するべきである。共同住宅の入居者には、利便係数を加えて徴収しているが、一戸建て、長屋タイプの入居者には、利便係数を加えて徴収していないのは不公平であると思いますが、いかがお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

答弁 - (2) 市営住宅の共同住宅入居者に関しましては、ケーブルテレビにより地上デジタル放送をいつでも視聴できるという利便性に対して係数を上乘せして

います。

一方、1戸建て、長屋タイプの入居者については、基本的に一般市民の方々と同様に、入居者がCTYと個々に契約を行っているため利便性係数の上乘せはしておりません。

質問 - (3) また、民間の共同住宅は、大家や管理組合が「地上デジタル放送同時再送信に関する契約書」を締結している。受信料は一時立て替えるかもしれないが、同時再送信を受ける受信料は大家や管理組合が入居者から徴収している。市営の1戸建て、長屋タイプの入居者は受信料を負担しているのに、市営共同住宅入居者の受信料を市が負担しているのは、不公平であると考えますが、いかがお考えでしょうか、ご所見をお聞かせください。

答弁 - (3) 市営住宅の共同住宅入居者に関しましては、ケーブルテレビにより地上デジタル放送をいつでも視聴できるという利便性に対して係数を上乘せした上での家賃設定としています。

質問 - (4) また、利便係数(資料1)とは設備があるかないかの係数であり、風呂・トイレ・オール電化・給湯設備利用の、水道料金・電気料金・ガス料金などは含まれていないので、CTYの受信料金は含まれず、CTYケーブルとの接続及び、宅内配線設備をする迄が、地上デジタル放送を視聴可能にする環境設備に対する利便係数であることは明らかであり、利便係数を加えて家賃徴収をしているから受信料は市が負担するとか、受信料を負担しているので家賃に利便係数を加えないのは次元の違う話だと思いますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 - (4) 同じ答弁の繰り返しとなりますが、市営住宅の共同住宅入居者に関しましては、ケーブルテレビにより地上デジタル放送をいつでも視聴できるという利便性に対して係数を上乘せした上での家賃設定としています。

質問 地方自治法の言う「負担金」とは、主として国・地方自治体相互の経費負担関係に用いられる用語であり、一定の事業について特別の利益関係を有するものが、その事業の施工に要する経費の全部または一部を、その事業の施工による受益の程度に応じて負担する金銭的給付であり、CTYのケーブル配線のための負担を、ケーブル配線を利用する建物の所有者が求められたのであれば、CTYケーブル配線を利用する限りにおいて、本市も大家として負担する必要があるが、CTYはケーブル配線はCTYが負担し、ケーブルから宅内配線は建物所有者の負担としているのであり、本市の負担は生じない。市営住宅におけるデジタル放送契約は、市が直接テレビを視聴するための契約ではなく、市営住宅において同時再送信サービスの提供を受け、入居者が地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための契約だから、市がテレビを視聴する利益はなく、入居者にテレビを視聴する利益が

生じるのであり受信料を市の負担金とすることはできない。したがって、平成 23 年度に市営の共同住宅入居者の受信料を、10 年一括払いをしたことは、地方自治法に違反すると思いますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 平成 24 年 4 月 10 日付けの文書質問答弁書でお答えしたとおり、市営住宅におけるデジタル放送契約は、市営住宅において同時再送信サービスの提供を受け、入居者が地上デジタル放送を視聴可能にする環境を整備するための契約です。これは、特定の事業について市が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものであり、負担金として支出する経費です。

以上のとおり、デジタル放送契約の対価として支出する経費は、受信料ではなく負担金として、地方自治法に基づき適法に支出したものであります。

質問 投資的な起債については世代間の公平性を図るとの考え方も一理はあるが、少子高齢化の中での人口減少著しい現代において、このまま行くと、年金も破たん寸前であり、若い人たちは、将来四人の現役世代で一人のお年寄りの面倒を見なくてはならないという世代間の不平等が論じられている中で、年度途中で剰余金が生じた時は、基金の運用利回りと建設的な起債の利率を考慮に入れて起債を減額して事業の財源巻き替えを図り、起債残高を利率の高いものから可能な限り減額することが必要な時代になってきたと考える。従来どうりの財政運営で良いのか疑問である。現役世代が次の現役世代の社会資本整備をしていくという循環にするのも世代間公平を保つことにもなると考えますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 年齢構成の激変による将来に対する不安もありますが、地方債における世代間の公平性とは、公共施設を整備する場合に、将来便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちこととあります。

このような考え方のもと、国県との協議の上、その施設整備の財源として耐用年数に応じた借入れ期間を持って認められるものでありますのでご理解のほどよろしくお願いします。

しかしながら、将来に過度な負担を残さないようにしていくことも重要であると認識しており、将来の財政状況を十分見極めながら、地方債の抑制に努めているところであり、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 258 億円の減少を図ったところであります。今後とも、債務の削減努力を継続してまいります。

質問 米国・カナダの大多数の地方自治体は、ほとんど債務がなく、特別事業をする時の事業費は特別な税をかけるか、または寄付金を募って集めると聞いているが間違いか間違いでないか教えてほしい。

答弁 財務省資料「債務残高の国際比較（対 GDP 比）」によりますと、中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせた債務残高の対 GDP 比は、米国・カナダに

比べて日本は高い状況にあります。米国・カナダともその内訳のほとんどが中央政府の債務によるものではなく、州政府や地方自治体の債務も含まれております。

米国においては、市場公募債を中心に資金を調達し、地方債発行のルールを州政府等が決め、その用途については公共施設建設などの社会基盤整備となっています。

カナダにおいても、市場公募債を中心に、州政府ごとの発行ルールで社会基盤整備など長期プロジェクトの財源を賄っております。

ご指摘の特別な税や寄付制度については、州政府ごとの制度の違いもあって、確認が難しい状況にあります。米国・カナダとも地方債発行制度が整備されており、公共事業等の社会基盤整備を行うための財源措置として、地方債を発行しております。

質問 年度途中や年度末に収支状況を勘案して地方債の発行を取りやめることは可能なのですか、また、不可能であれば、3月補正でせつかく減額補正して確保した、財源（財政調整基金）を利用して次年度の目的が決められている投資的な起債発行額を削減する必要があると考えますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 建設事業など投資的な事業に係る地方債につきましては、世代間の負担の公平性を担保するという役割があり、その発行にあたっては、中期的な財政状況の先行きを十分見極めながら、当初予算編成のなかで精査しております。

その後、事業執行による増減にあわせて発行額を調整しますが、年度途中や年度末に収支状況を勘案して地方債の発行を取りやめることについては、臨時財政対策債の減額を中心に対応したいと考えております。

質問 年度当初に起債を減額するには、自由な使い方ができる臨時財政対策債を減額するよりも、用途の限定された投資的起債を減額するほうが、財政硬直化を防ぐことになり、自由な使い方ができる臨時財政対策債を減額するのは、予算の目鼻がついた年度途中か、年度末がふさわしいと考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

答弁 先ほども述べましたが、投資的な事業に係る地方債については、財政状況の先行きを十分見極めながら当初予算編成のなかで精査し、その後、各事業の執行状況により地方債の発行額を調整しております。

臨時財政対策債につきましては、後年度の償還に相当する額が交付税措置されますが、交付税算入にあたっては、実際の発行額ではなく、発行可能額を基に理論値として算出した償還額が算入され、交付税措置されるという制度であり、当該年度の収支状況を踏まえ、発行額について適正に対応してまいりたい。